

2021 年度 奨学生募集要項

【目的】

当財団は、介護サービス事業を展開する株式会社ツクイの創業者 つくいすけろく 津久井督六の私財により、医療・福祉の分野における奨学金支給や研究助成、政策提言等を行うことで青少年の健全な育成及び高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的として、2018 年 1 月に設立されました。

本奨学金制度は、介護福祉士及び社会福祉士取得のため専門課程を履修する学生に対して経済的な支援を行い、業界の担い手に対する支援を通じ国民生活の向上を目指すものです。本奨学金は返済義務がない給付型で、選考時にご家庭の所得制限はありません。また、本奨学金の支給を受けることにより、将来の進路が制約される事もございません。

【募集内容】

1. 対象者

- ① 大学現 1 年生 （支給期間は最長 3 年 6 ヶ月）
- ② 大学現 2 年生 （支給期間は最長 2 年 6 ヶ月）
- ③ 大学現 3 年生 （支給期間は最長 1 年 6 ヶ月）
- ④ 短期大学現 1 年生、専門学校現 1 年生 （支給期間は最長 1 年 6 ヶ月※）

※3 年制の専門学生は最長 2 年 6 ヶ月となります。

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 高齢者福祉および介護業界で働く意志を持ち、専門教育課程を選択している学生であること。
- (2) 学業が優れ、品行が正しく、かつ、健康である者
- (3) 親権者（または未成年後見人等）の同意を得ている者
- (4) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと。
- (5) 神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、にある大学、短大及び福祉系専門学校に通学していること。

【介護福祉士】指定養成施設在籍者

【社会福祉士】国家試験指定科目履修（予定）者

- (6) 本募集要項【選考手順】 4 項の「誓約書の提出」が可能である者

3. 募集人数

大学・短期大学・専門学校生 計 20 名程度

【応募手順】

1. 応募書類

次の書類を提出していただきます。

- (1) 応募書類送付状（別紙 当財団書式）
- (2) 奨学生願書（別紙 様式第1号） ※未成年者は親権者と連署
- (3) 本財団が指定する課題（別紙 様式第2号）
- (4) 学校長又は学部長の奨学生推薦書（別紙 様式第3号）
- (5) 成績証明書（1年生は上半期分、2・3年生は前年度分）
- (6) 住民票
 - ・3カ月以内に発行されたもの
 - ・世帯全員記載のあるもの（世帯主および続柄の省略不可）
 - ・マイナンバーの記載のないもの
- *外国籍の方の場合、「国籍・地域」「在留資格」「30条の45規定区分」「在留期間等」「在留期間満了の日」の記載のあるもの（省略不可）
- (7) その他（当財団から指示のある場合）

採否に関わらず書類は返却いたしません。当方で責任をもって破棄します。

2. 指定課題（別紙 様式第2号を3枚使用）

次の中から一つを選んで、自由に記述してください（手書き、800～1000字）。

※必ず当財団所定の様式を使用し、選択したテーマ名を記載してください。

- テーマ1. 介護業界において自分がやりたいこと
- テーマ2. 高齢者福祉分野において自分がやりたいこと
- テーマ3. 介護ロボットを活用し、どんな福祉（介護）を目指したいか

3. 申込期間

2021年10月1日（金）から 2021年11月1日（月）まで（当日消印有効）
添付の送付状（応募書類確認リスト）をご使用の上、郵送でお申込みください。

尚、休校や試験期間などの影響で学校が発行する「奨学生推薦書」および「成績証明書」が締切期日までに間に合わない場合は、財団ホームページからメール等でご相談ください。

4. 書類送付先（財団本部）

〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号
公益財団法人津久井督六記念財団

【選考手順】

1. 書類選考

当財団選考委員会にて当財団の評価基準に基づき選考し、11月13日（土）以降に通知します。なお、採否に関わらず応募書類は返却しません。

2. 面談

書類選考に合格した方は、11月21日（日）に選考委員と面談を行なっていただき（20

分程度)、奨学生選考の一助といたします。なお、面談は以下①②いずれかとなります。

① 当財団施設（横浜市）での実施

交通費は、現住所に対応する金額（詳細は別紙募集関連書類に記載）をお支払いします。

② オンラインによる面談

オンライン面談希望者は、書類選考に合格された後、接続方法のご案内および面談前の接続テストを行います。尚、接続テスト時に通信環境により正常にオンライン面談が実施できないと見受けられる場合は、①の当財団施設での面談となります。

①②共に面談開始時刻およびご案内などは、メールで応募者にご連絡しますので、願書に記入したご自身のメールを必ずご確認ください。

尚、自然災害などで面談を延期する場合に備え（オンラインを含む）面談の予備日を11月28日（日）に設けますので、スケジュール調整ができるようにご注意ください。

（面接予定日の変更等は、決定次第、財団ホームページの「お知らせ」に掲示するとともに、面談予定者にメールで通知いたします。）

3. 採否

選考結果は選考終了後速やかに本人に通知し、後日、学校長（学部長）宛に通知します。

4. 誓約書の提出

奨学生に採用された方は、ご自身の父、母、兄、姉、伯父、叔父、伯母、叔母、祖父、祖母、配偶者の中から、奨学金の給付期間中に日本国内に在住しているご親族の方1名を保証人として、奨学生と保証人の連名で誓約書を提出していただき、奨学金の給付を開始いたします。

【奨学金給付・奨学生について】

1. 給付額

年額 200,000 円（上期 100,000 円、下期 100,000 円）

※本募集では、2021 年度下期分（100,000 円）からの支給となります。

2. 給付方法

初年度は、奨学生が届け出た預貯金取扱金融機関（外国銀行を除く）に設けた奨学生名義の預金口座に、給付が確定した日から 2 ヶ月以内に半年分を振り込みます。それ以降は、毎年 10 月および 5 月に半年分ずつ振り込む方法により給付します。

3. 給付期間

次年度以降は、年度ごとに当財団の審査（継続確認書、在学証明書等での確認）を経て、問題がなければ、原則として在学する学校の最短修業年限の終期までとします。

4. 奨学金の返還および利息

奨学金は、当財団が第 6 項の理由により奨学金の給付を打ち切り、かつ返還を求めた場合を除き、返還の必要はありません。また、利息も発生しません。

5. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、次年度の奨学金給付のため年度毎に年1回、生活状況報告書（当財団所定のもの）を提出するとともに、半期毎の継続時に年2回、在学証明書と給付奨学金継続確認書（当財団所定のもの）を提出する必要があります
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所・連絡先の変更が発生した場合には、直ちに連絡をする必要があります
- (3) 奨学生は、原則として年1回財団が主催する福祉・介護関連イベントや勉強会などに参加する必要があります（真に参加できない事由を除く）
- (4) 奨学生は、奨学金給付後も当財団が定めた書類を期日までに提出する必要があります

6. 奨学金の停止及び打ち切り

次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止又は打切ることがあります。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 前項の奨学生の義務及び責務を怠り、奨学生として適正でないとき
- (4) 応募要項の応募資格に該当しなくなったとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

以 上